

# 北方町国土強靱化地域計画

～いつまでも安全に暮らせる、強くて、しなやかな町へ～

岐阜県北方町

## < 目次 >

### はじめに

- 1 計画策定の趣旨 ..... 1
- 2 計画の位置づけ等 ..... 1

### 第1章 強靱化の基本的考え方

- 1 基本目標 ..... 2
- 2 強靱化を推進する上での基本的な方針 ..... 2
  - (1) 本町の特性を踏まえた取組推進 ..... 2
  - (2) 効率的・効果的な取組推進 ..... 2
- 3 計画策定の進め方 ..... 3

### 第2章 本町の地域特性

- 1 地理的・地形的特性 ..... 4
- 2 気候的特性 ..... 4
- 3 社会経済的特性 ..... 4

### 第3章 計画策定に際して想定するリスク ..... 5

### 第4章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方 ..... 6
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定 ..... 6
  - (1) 事前に備えるべき目標 ..... 6
  - (2) 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) ..... 6
- 3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価 ..... 7

### 第5章 強靱化の推進方針

- 1 推進方針の整理 ..... 9
- 2 施策分野ごとの強靱化の推進方針 ..... 9
  - ①公共施設等 ..... 9
  - ②防災 ..... 10
  - ③消防 ..... 12
  - ④都市、住宅、土地利用、農業、環境 ..... 13
  - ⑤上下水道 ..... 15

⑥保健医療・福祉 .....	16
⑦教育 .....	17
横断的分野 ①リスクコミュニケーション .....	17
横断的分野 ②老朽化対策 .....	18
3 事業主体が町以外の団体であるなど、町のみでは対応が困難な課題 .....	19

## 第6章 計画の推進

1 施策の重点化 .....	20
(1) プログラムの重点化 .....	20
(2) 個別施策の重点化 .....	20
2 毎年度のアクションプランの策定 .....	20
3 計画の見直し .....	20
(別紙 1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果 .....	23
(別紙 2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果 .....	40
(別紙 3) リスクシナリオごとの推進方針 .....	50

## はじめに

### 1 計画策定の趣旨

日本はこれまで、東日本大震災、阪神・淡路大震災、数々の大型台風など様々な自然災害により、甚大な被害を被ってきた。そして、そのたびに、長期間にわたり、多くの人的、物的資源を投入し、復旧、復興を図ってきた。これを教訓に、いかなることが起きようとも、致命傷を避け、被害を仮に受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、また、被った被害を迅速に回復することができる、「強さ」と「しなやかさ」、いわゆる強靱性を確保しようとする取組が、国土強靱化である。

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、その後、国においては「国土強靱化基本計画」が平成 26 年に作成された。また、基本法第 13 条において、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「国土強靱化地域計画」を定めることができると規定されており、岐阜県では平成 27 年 3 月に、「岐阜県強靱化計画」を策定し、令和 2 年 3 月には第 2 期計画が策定されたところである。

本町は、地理的に平坦な土地であり、海から遠くまた大河川が流れていないことから、比較的災害に強いまちである。しかしながら、東の岐阜市を流れる長良川は、過去に幾度も氾濫しており、また、近い将来発生する確率が高いとされている南海トラフ地震では、町内でも大きな被害が予想されている。このため、大規模自然災害による致命的なダメージを回避するとともに、被害から迅速に回復できるよう、「事前の一策」として、国土強靱化地域計画を策定し、強靱化の取組を計画的に進めていくこととした。

計画に基づき、地域の強靱化に資する事業を推進し、いかなる災害からも町民を守るまちとして、町民の皆様へ「安心の見える化」を提供していく。

本計画に基づく事業実施を通じて、安全で強く、しなやかな北方町の実現を目指す。

### 2 計画の位置づけ等

#### (1) 位置づけ

本計画は、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定する。

強靱化に関する内容については、町の様々な分野の計画等の指針となる性格を有するものである。

#### (2) 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 2 (2020)年度から令和 6 (2024)年度までの 5 年間とする。

# 第 1 章 強靱化の基本的考え方

## 1 基本目標

基本法第 14 条において、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、国土強靱化地域計画の策定にあたっては、国と県の計画と調和を図り、以下の 4 項目を基本目標として強靱化を推進することとする。

- 町民の生命の保護が最大限図られること
- 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

## 2 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

### (1) 本町の特性を踏まえた取組推進

- ・人口減少の進行など、本町を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組を進めること。
- ・9.12 豪雨災害など過去の災害から得られた教訓を最大限活用すること。なお、想定外の事態が発生することも常に念頭に置いて取組に当たること。
- ・それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員や建設業、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組に当たること。

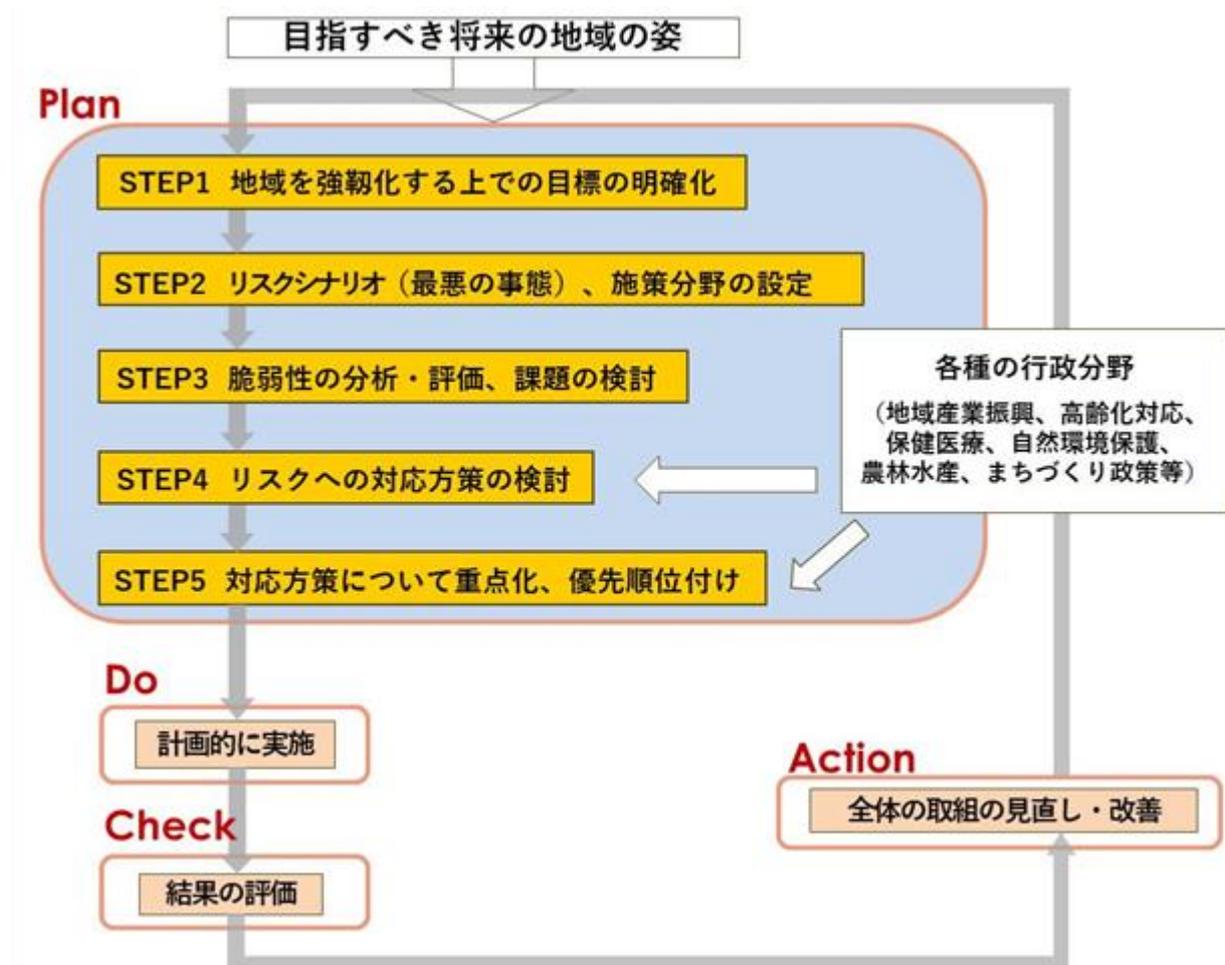
### (2) 効率的・効果的な取組推進

- ・国、県、近隣市町、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取組を進めること。
- ・「自律・分散・協調」型の国土形成に向けた取組を国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組にあたること。
- ・非常時のみならず、日常の町民生活の安全安心、産業の活性化等に資する対策となるよう工夫すること。その際は、現在進められている「地方創生」の取組との連携を図ること。
- ・限られた資源の中、国の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備にあたっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。

### 3 計画策定の進め方

国土強靱化地域計画の策定に関しては、国（内閣府）より「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」が発行されており、本計画の作成にあたっては、同ガイドラインに記載の手順を踏襲することとした。

#### ★国土強靱化地域計画策定ガイドラインに記載の手順



## 第 2 章 本町の地域特性

### 1 地理的・地形的特性

本町は、濃尾平野の北に位置し、東は岐阜市、北西は本巣市、南は瑞穂市に隣接している。町域は、東西 1.85km、南北 4.2km、行政面積は 5.18 km<sup>2</sup>と岐阜県内の市町村の中で面積が最も小さく、町全域の海拔は、9mから 17mの丘陵地や山地がない平坦な地形で、町内を南北に流れる一級河川糸貫川・天王川や岐阜市を流れる長良川が、豊かな地下水を涵養している。

### 2 気候的特性

本町の気候は、東海型の気候を示し、冬季は北西ないし西よりの風が多く、降水量が少なく温暖であり、夏季は南よりの風が多く、著しく高温多湿である。

### 3 社会経済的特性

#### (1)人口

当町の人口は 18,169 人、人口密度 3,507 人/k m<sup>2</sup>（平成 27 年国勢調査）と県内において人口密度が最も高い町である。

年齢 3 区分別の人口構成をみると、平成 27 年（2015 年）では年少人口割合は 14.8%と県内 42 市町村のうち 6 位、生産年齢人口は 63.0%と県内 3 位、高齢人口割合は 22.2%と県内 40 位となっている。30 代の人口に厚みがあり、現在は比較的若い年齢構成となっているものの、団塊世代である 60～64 歳の人口が多く、今後 65 歳以上の人口が増加していくものと思われる。

#### (2) 経済活動

本町の産業は町内総生産の経済活動別構成比（平成 29 年度岐阜県の市町村民経済計算）によると、第 1 次産業が 0.3%、第 2 次産業が 11.9%、第 3 次産業が 87.3%となっており、第 3 次産業の比重が大きい産業構造となっている。また、産業別の従業者数（平成 28 年経済センサス活動調査）は卸売・小売業が 28.1%、飲食サービス業等のサービス業が 50.5%と全体の 78.6%を占めている。産業別従業者数の特化係数についても、全国に比べて卸売・小売業、飲食サービス業の特化係数が高くなっている。

### 第 3 章 計画策定に際して想定するリスク

本計画にあたり想定するリスクは、発生が危惧される南海トラフ地震をはじめとする大規模な地震、本町において過去にも多くの被害を受けた風水害など、「大規模自然災害」全般を対象とする。

なお、特に本町に影響が大きいと想定される災害の代表例は以下のとおりである。

(地震) ①南海トラフ地震

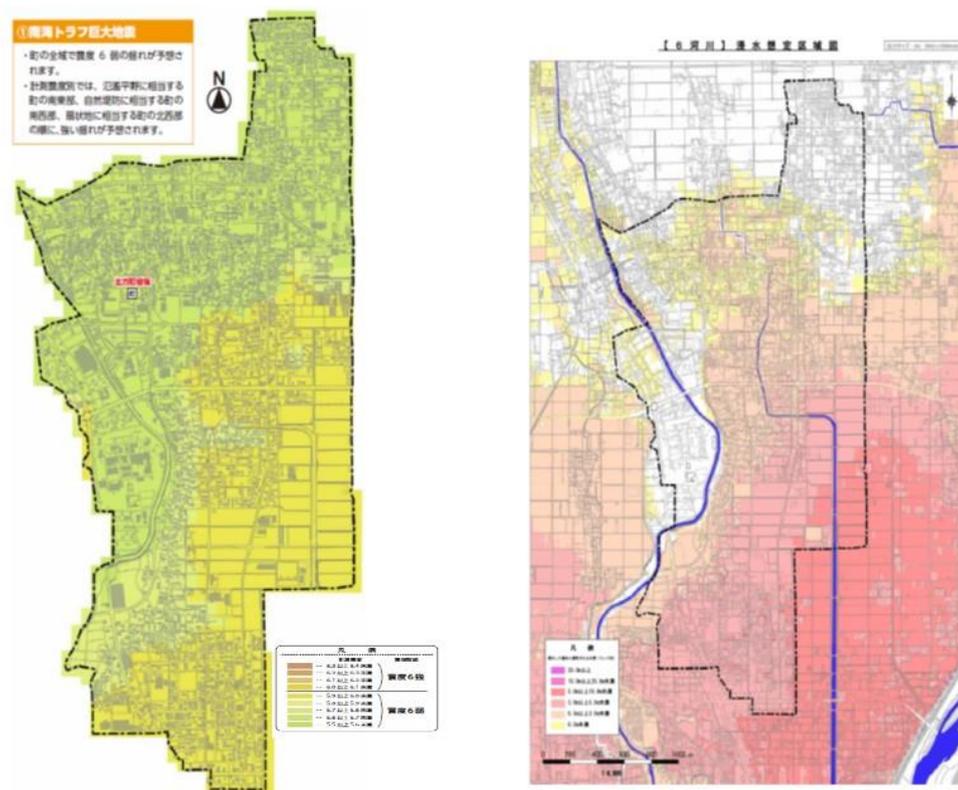
②養老-桑名-四日市断層帯地震

【被災履歴】明治 24 年 濃尾地震

(風水害) ③長良川等における大規模出水

【被災履歴】昭和 51 年 9.12 豪雨

北方町地震ハザードマップ（一部）と洪水ハザードマップ（一部）



## 第4章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くしてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

強靱化に関連する町の施策や現状のどこに課題があるのかを把握するため、「強靱性」の対義語である「脆弱性」について、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき分析・評価を行った。

### 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

#### (1) 事前に備えるべき目標

前述した基本目標を達成するために事前に備えるべき目標について、国の基本計画に準じた7項目を設定した。

#### (2) 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定は、国の基本計画で設定されている45項目を参考にしつつ、県の地域計画との整合、町の実情を勘案し、19項目に整理した。

#### 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

事前に備えるべき目標（7項目）		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）（19項目）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		1-2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
		1-3	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足
		2-3	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		4-2	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

		4-3	食料等の安定供給の停滞
5	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		5-2	地域交通ネットワークが分断する事態
		5-3	異常湧水等により用水の供給の途絶
6	制御不能な二次災害を発生させない	6-1	市街地での大規模火災の発生
		6-2	有害物質の大規模拡散・流出
7	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-2	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」それぞれについて、各分野の関係部局が実施している個別施策の取組状況、課題、重要業績指標（KPI）などから、脆弱性評価を行った。

また、複数の施策分野に関係するリスクシナリオが多数存在することから、施策分野ごとの脆弱性を的確に把握するため、施策分野ごとの評価も行った。

施策分野は、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせにより、一体的・効果的な取組を推進するため、町の機構（課構成）に鑑み、7つの個別施策分野、2つの横断的分野を設定した。評価結果は別紙1、2のとおりである。

（別紙1）リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

（別紙2）施策分野ごとの脆弱性評価結果

#### 【個別施策分野】

施策分野： 主に関係する担当課等

①公共施設等	総務課
②防災	防災安全課
③消防	防災安全課、岐阜市消防本部
④都市・住宅・土地利用、農業、環境	都市環境課
⑤上下水道	上下水道課
⑥保健医療・福祉	福祉健康課
⑦教育	教育課

【横断的分野】

①リスクコミュニケーション
---------------

②老朽化対策
--------

## 第 5 章 強靱化の推進方針

### 1 推進方針の整理

脆弱性評価結果を踏まえ、本町における強靱化の施策の取組方針について、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに、事態を回避するための施策の推進方針として整理した。

結果は別紙 3 のとおりである。

（別紙 3）リスクシナリオごとの推進方針

### 2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

1 つの推進方針が、複数の最悪の事態（リスクシナリオ）の回避に資する機会が多いことから、重複を避けるとともに、対策を効率的に実行するため、個別施策分野（7 分野）及び横断的分野（2 分野）の合計 9 分野の施策ごとに、推進方針を再整理する。

これらの推進方針は、7 つの目標に照らして必要な対応を施策分野ごとにとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。施策分野ごとの推進方針を次に示す。

#### ■ 個別施策分野

①公共施設等、②防災、③消防、④都市・住宅・土地利用、農業、環境、⑤上下水道、⑥保健医療・福祉、⑦教育

#### ■ 横断的分野

①リスクコミュニケーション、②老朽化対策

#### ■ 個別施策分野

##### ①公共施設等

###### 【避難施設の確保】

○災害に備え、公共施設の中から、指定緊急避難場所 5 施設を指定している。引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ、防災ハンドブックの配布等により、避難施設の位置について周知強化に努める。

###### 【防災拠点の整備検討】

○救援物資の集積所は現在北方西小学校を指定しているが、義務教育学校への再編に伴い、別の個所の緊急輸送道路沿いに集積所の整備を検討する。

#### 【企業誘致の推進】

○町内産業の生産力・競争力向上に繋がる、製造業の工場や物流施設、研究開発施設の誘致を進める。

## ②防災

#### 【空家対策】

○「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策協議会を平成 29 年に設置し、「北方町空家等対策計画」を策定した。今後、人口・世帯数の減少に伴い空家数の増加が予想される。空家の倒壊による道路の閉塞や火災の発生を防止するため、計画に基づく対策を推進していく。

#### 【初期消火対策】

○大規模地震発生時に火災が多発した際の地域住民による初期消火を目的に、各消火栓の近くに消火栓 BOX を設置してきたところであり、定期的に点検・更新を進める。

#### 【越境避難体制の充実】

○本町の東に隣接する岐阜市では東西に貫くように長良川が流れており、洪水浸水想定区域図では市街地の約半数が浸水する。町内で避難を完結させようとすると、北部の避難場所の収容人数を超過するケースも想定されることから、町域をまたいだ避難について、周辺市町と平時より協議し、円滑な越境避難を可能にしておく。

#### 【防災行政無線】

○防災行政無線屋外子局 22 基を設置し、難聴地域の解消を図っており、災害時に確実に機能するよう、雷対策や適切な維持管理を進める。

○無線が聞き取りにくかった場合など、直近の放送が聞けるよう、専用ダイヤルを設置している。

#### 【情報伝達ツールの多重化】

○災害時に避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、きたがた情報メールや各キャリアの緊急速報メール等、多様なツールを確保し、さらには複数のツールでの一括配信システムを導入するなど、発信の迅速化にも努めているが、一層の充実や迅速化を検討する。

#### 【公的備蓄の充実】

○南海トラフ地震の想定避難者数は約 1,200 人であるが、想定以上の避難者が発生する可能性もあるため、1,200 人の 2 日分の食料、飲料水を備蓄している。いずれも長期保存が可能な製品ではあるが、定期的かつ効率的な更新に努める。

○町内 5 つの指定緊急避難場所に発動発電機を各 1 台備蓄している。適切な維持管理に努めるとともに、その使用方法について地域防災訓練等の場を活用し、より多くの地域住民に周知する。

#### 【受援体制強化】

○災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっている。協定締結市との「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める。

#### 【消防人材・消防団員の確保・育成】

○年々消防団員の確保は厳しい状況となっているが、団員数を充足させる必要があるため、インセンティブ制度、広報等により団員確保に引き続き努める。

#### 【社会福祉施設の耐震化促進】

○民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを利用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る。

#### 【災害用トイレ対策】

○災害時にトイレが不足する事態に備え、防災備蓄倉庫にマンホールトイレ用テントを備蓄している。また、防災公園にマンホールトイレを 3 基設置している。必要に応じ、備蓄数の見直しや施設の追加整備を検討する。

○過去の災害においては、避難施設におけるトイレの使用マナーがたびたび問題となっていることから、トイレの適切かつ衛生的な使用方法について、避難所運営マニュアルへの記載や、平常時からの啓発により町民に意識付けしていく。また、災害用トイレの個人備蓄についても、推進する。

#### 【業務継続体制の強化】

○北方町業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めるとともに、毎年、職員の安否確認訓練、参集訓練を実施している。引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する。

○職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める。

#### 【避難所機能の充実】

- 東日本大震災以降、避難所機能の強化を進め、備蓄品、設備等は一定の水準に達しており、整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理に努める。
- 避難施設の確保にあたっては、避難所として必要な機能を有するかについて、一定の基準に基づき判断していく。
- 災害時に避難施設を効果的に活用するとともに、本来の用途での使用再開時に支障が無いようにするため、災害時に施設のどの部分を開放し、どのようなスペースを設定するかを定めた「施設利用計画」の策定を進める。

#### 【協定締結の促進】

- 民間企業等と協定を締結し、食料等の確保体制を構築している。引き続き体制を維持するとともに、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」の構築に努める。

#### 【ライフライン事業者との協力連携の強化】

- ライフライン事業者と協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を整えている。平常時からの情報交換を行うとともに、防災訓練へ関係事業者に参加してもらうなど、引き続き連携の強化に努める。

#### 【道路等の復旧に係る協定締結】

- 関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、協定を締結し、体制の構築に努めている。平時から連絡を密にし、連携の強化に努める。

#### 【被害認定調査の効率化】

- 大規模災害時には、多くの住宅が被災し、り災証明書の交付申請が集中することが予想される。り災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、「町り災証明書交付事務マニュアル」を策定し、担当部局内での研修等を実施する必要がある。

### ③消防

#### 【消防力の強化】

- 効果的な消防活動を行うため、岐阜市消防本部において大震消防対策を定めているが引き続き見直しを要望していく。
- 消防隊の強化として、岐阜県広域消防応援基本計画により、近隣の応援体制を構築しているが引き続き見直しを要望する。
- 岐阜市消防本部消防庁舎整備計画に基づき町内消防署においても建て替えが計画されており、引き続き事業の進捗を図る。

#### 【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査】

○岐阜市消防本部により、消防法及び高圧ガス保安法等による許可申請・届出に対し、適切に指導を行い、また、各施設へ定期的に立入検査を行い、拡散、流出がないよう、法令指導を行っている。危険度・緊急性の高い違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、指導を要請する。

#### 【出火防止対策】

○岐阜市消防本部により、平素の消防同意事務を通じて、消防用設備等、防火及び避難施設の設置、維持について技術上の基準に適合するよう指導しているが、随時法令改正の対応を行う。また、防火対象物の立入検査を1～3年に1回の頻度で実施し、消防法令の違反について随時指導を行っている。なお、設備未設置など重大な違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、対応を要請する。

#### 【救命救急体制の充実】

○多数の重症者が発生した場合、救急車を確保できず救急活動が遅れる恐れがある。確保できない場合は、消防団又は自主防災隊等の協力により搬送する必要があるため、各種団体等への救命講習を引き続き実施していく。

### ④都市・住宅・土地利用、農業、環境

#### 【民間建築物の耐震化】

○民間建築物は公共建築物と比較すると耐震化が進んでいない状況にある。イベント時のブース設置による啓発や相談会などによる耐震化の重要性・必要性についての普及啓発や旧基準建築物の所有者に対する個別説明などを行い、無料耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

#### 【土地区画整理事業の促進】

○土地区画整理事業を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市の防災機能を向上させる。

#### 【公園整備の促進】

○公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、適切な維持管理に努める。

#### 【農地の活用】

○農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める。

#### 【ブロック塀の除却推進】

○ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、新たに生け垣を設置する方、ブロック塀を取り壊して生垣を設置する方を対象に、補助制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、ブロック塀の除却推進に努める。

#### 【無電柱化対策】

○大規模災害発生への備えの一つとして、電柱等の倒壊から緊急輸送道路等を確保するため、必要性等を勘案し、無電柱化の整備を検討する。

#### 【農業施設の排水機能確保】

○農業用施設の経年劣化等が進行しているため、機能保全計画の策定を進めるとともに、計画的に施設の長寿命化や更新を図る。

#### 【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

#### 【道路整備】

○幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する。

#### 【災害廃棄物処理体制の充実】

○衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要なため、災害廃棄物処理計画を策定し、仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新などにより、引き続き処理体制の充実を図る。

#### 【火葬体制の確立】

○災害時の遺体の取扱い、埋葬を的確に遅滞なく行うため、関係団体との協定を締結するなど、体制の強化に努めており、引き続き体制の充実を図る。

#### 【大規模工場における浸水防止】

○大規模工場は、災害時の機能停止が雇用やサプライチェーンの寸断に繋がることから、水防法において、浸水防止計画の作成、訓練の実施に努めることとされており、町内の大規模工場における浸水防止対策を促す。

#### 【緊急輸送道路沿いの建築物の耐震対策】

○緊急輸送道路沿いの建築物（3号特定建築物）は、地震によって倒壊した場合に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を妨げるおそれがあることから、緊急輸送道路沿いの建築物のうち旧基準建築物の耐震化を重点的に図る。

#### 【道路施設の維持・長寿命化対策】

○今後、橋梁の老朽化の進行が見込まれるため、橋梁長寿命化修繕計画を策定し計画的に修繕工事を進める。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める。

#### 【市街地整備の促進】

○都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る市街地再開発事業を検討する。

#### 【環境中の汚染物質の測定体制の充実】

○平常時から大気・水環境中の汚染物質のモニタリングを行っているが、汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、拡散防止対策が取れるよう、体制の維持・強化に努める。

#### 【逸走動物対策】

○災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生ずる恐れがあることから、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所の設置・運営に向けた対策を講じる。

### ⑤上下水道

#### 【上水道施設の耐震化】

○水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、水源地や防災上重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する。

#### 【下水道施設の耐震化】

○衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。耐震対策指針改定前に

建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を進めているが、更なる耐震補強を進める。

#### 【給水体制の構築】

○給水タンクや給水袋など地震災害等に備え配備した既存の資器材の活用を図るほか、渇水対策マニュアルを策定し、渇水時の給水体制を構築する。

### ⑥保健医療・福祉

#### 【医療救護体制の充実】

○災害時医療救護計画の更新や、三師会（もとす医師会、もとす歯科医師会、もとす薬剤師会）と協定を締結し、連携強化を図っている。引き続き災害時の医療救護体制の充実を進める。  
○特に、被災後1週間を経過すると、継続的な治療が重要である慢性疾患への対応が必要となるため、避難所等への巡回診療、医薬品の備蓄、避難所の衛生・生活環境の維持、並びに診療等実施可能な医療機関、歯科診療所、調剤薬局等の情報共有に係る課題の解決に向け、町と三師会等関係団体との連携を進める。

#### 【医療・介護人材の育成】

○災害時に関係者と連携できるよう医療機関・医師会等参加のもと、会議及び訓練を行い、県・医療機関等との連携を進める。

#### 【感染症対策】

○衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、消毒物品等を備蓄しているが、備蓄量、備蓄個所の増強や、配布体制の強化について検討する。  
○予防接種により罹患を抑制できる感染症については、接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながるため、各種機会を通して接種勧奨をし、接種率の向上に引き続き取り組む。  
○感染症予防対策として、手洗い、うがい、咳エチケット、消毒、衛生管理等平常時からの啓発により町民に意識付けしていく。  
○感染症対策に関わる事項を「北方町地域防災計画」、「北方町避難所運営マニュアル」、「北方町災害時保健活動マニュアル」、「北方町感染症対策マニュアル」等に記載し、実行、推進する。

#### 【ボランティア対策】

○災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動出来るよう、町社会福祉協議会などの関係機関と連携し、町災害ボランティア計画等に基づき毎年「災害ボランティアセンター」の設置訓練及び運営訓練を行っている。実効性を確保する

ため継続して訓練を実施する。

○必要な資機材を調達・支援する方法等について検討する。

## ⑦教育

### 【文教施設の避難所機能の充実】

○指定緊急避難場所に指定されている北方中学校と北方西小学校、指定避難所に指定されている北方小学校、北方南小学校は、義務教育学校への再編が進んでいることから、再編後の施設については、指定緊急避難場所に指定できるよう、整備を行う。

## 横断的分野

### ①リスクコミュニケーション

#### 【適切な避難行動の周知啓発】

○浸水が始まった段階での避難場所への移動、いわゆる「水平避難」は、水路への落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップや防災ハンドブックを活用し、水害リスクと併せて、「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、一層の周知を進める。

#### 【避難行動要支援者対策】

○定期的な避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、避難行動要支援者ごとに災害避難カードの作成を推進し、その実効性を確保していく。

#### 【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。

#### 【ハザードマップの活用】

○緊急的に命を守るために避難する「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を指定しており、各種ハザードマップや防災ハンドブックにより、一層の周知を図る。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて啓発する。

#### 【防災教育の推進】

○子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組の拡大に努める。

### 【緊急地震速報時の対応強化】

○緊急地震速報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう、啓発を行う。

### 【個人備蓄の推進】

○大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における3日以上の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む。

### 【自主防災組織育成】

○町内のすべての自治会で自主防災組織が組織され、自主防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な体制が取れるよう、引き続き必要な支援を行っていく。

## ②老朽化対策

### 【公共施設の総合的な管理計画】

○高度経済成長期に整備した公共施設等が一斉に耐用年数を迎えることが予想されることから、長期的な視点を持って施設の更新・長寿命化などを実施するため「北方町公共施設等総合管理計画」を策定しており、計画に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進していく。

### 【河川・水路施設等の維持・長寿命化対策】

○河川・水路施設等がその効果を確実に発揮するよう、災害に対する安全性を維持するための修繕等を実施し、また、治水対策の推進により増加した河川構造物の経年劣化等が進行しているため、洪水時に有効に機能するよう長寿命化計画を策定するなど、予防保全手法への移行を図りつつ、計画的に施設の維持管理、長寿命化及び更新を図る。

### 【アンダーパスの施設の維持及び改良】

○雨の降り方が局地化・集中化（ゲリラ豪雨、台風の大型化等）するなどし、国内各地で水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、さらに、今後、地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが予想される。そのため、アンダーパスのより安全な管理のための施設整備及びアンダーパス自体の解消を図る。

### 【農業水利施設の老朽化対策】

○老朽化した農業用施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する。

### 3 事業主体が町以外の団体であるなど、町のみでは対応が困難な課題

脆弱性評価で明らかにした課題のうち、以下に示す内容は、町以外の団体が主体となってしまう事業に関する内容である。これらの課題については、国、県及び関係団体との議論、協力、事業主体への要望活動等を通じて、町の強靱化を推進する。

#### 【河川整備の促進】

○雨の降り方が、局地化・集中化（ゲリラ豪雨、台風の大型化等）するなどし、国内各地で水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきている。そのため、長良川をはじめとする国・県管理河川における河道掘削や、長良川遊水地の整備などの河川整備促進を要望するとともに、洪水時の河川情報の充実を図るなど、ハード対策・ソフト対策の両面を駆使した防災・減災対策の連携が必要である。（リスクシナリオ：1-2）

## 第 6 章 計画の推進

### 1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本町の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要がある。本計画では前章で整理した個別施策分野及び横断的分野単位で施策の重点化を図ることとし、次頁のとおり設定する。

なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行う。

### 2 毎年度のアクションプランの策定

本町の国土強靱化推進のための主要施策を「北方町強靱化計画アクションプラン」としてとりまとめ、毎年度、進捗状況を把握する。

### 3 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び岐阜県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね 5 年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。なお、重点化施策項目についても、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行う。

地域防災計画など国土強靱化に係る町の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

**【重点化施策項目】**

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
個別施策分野		
①公共施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点の整備検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の確保</li> <li>・企業誘致の推進</li> </ul>
②防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的備蓄の推進</li> <li>・受援体制強化</li> <li>・業務継続体制の強化</li> <li>・避難所機能の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空家対策</li> <li>・初期消火対策</li> <li>・越境避難体制の充実</li> <li>・防災行政無線</li> <li>・情報伝達ツールの多重化</li> <li>・消防人材・消防団員の確保・育成</li> <li>・社会福祉施設の耐震化促進</li> <li>・災害用トイレ対策</li> <li>・協定締結の促進</li> <li>・ライフライン事業者との協力連携の強化</li> <li>・道路等の復旧に係る協定締結</li> <li>・被害認定調査の効率化</li> </ul>
③消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防力の強化</li> <li>・出火防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立ち入り検査</li> <li>・救命救急体制の充実</li> </ul>
④都市・住宅・土地利用、農業、環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間建築物の耐震化</li> <li>・道路ネットワークの確保</li> <li>・市街地整備の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業の促進</li> <li>・公園整備の促進</li> <li>・農地の活用</li> <li>・ブロック塀の除却推進</li> <li>・無電柱化対策</li> <li>・農業施設の排水機能確保</li> <li>・道路整備</li> <li>・災害廃棄物処理体制の充実</li> <li>・火葬体制の確立</li> <li>・大規模工場における浸水防止</li> <li>・緊急輸送道路沿いの建築物の耐震対策</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路施設の維持・長寿命化対策</li> <li>・環境中の汚染物質の測定体制の充実</li> <li>・逸走動物対策</li> </ul>
⑤上下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道施設の耐震化</li> <li>・下水道施設の耐震化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水体制の構築</li> </ul>
⑥保健医療・福祉		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護体制の充実</li> <li>・医療・介護人材の育成</li> <li>・感染症対策</li> <li>・ボランティア対策</li> </ul>
⑦教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文教施設の避難所機能の充実</li> </ul>	
横断的分野		
①リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な避難行動の周知啓発</li> <li>・避難行動要支援者対策</li> <li>・ハザードマップの活用</li> <li>・防災教育の推進</li> <li>・個人備蓄の推進</li> <li>・自主防災組織育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進</li> <li>・緊急地震速報時の対応強化</li> </ul>
②老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の総合的な管理計画</li> <li>・河川・水路施設等の維持・長寿命化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンダーパスの施設の維持及び改良</li> <li>・農業水利施設の老朽化対策</li> </ul>

## リスクシナリオごとの脆弱性評価

### 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

#### 1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

##### 【避難施設の確保】

○災害に備え、公共施設の中から、指定緊急避難場所 5 施設を指定している。引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ、防災ハンドブックの配布等により、避難施設の位置について周知強化に努める必要がある。

##### 【公共施設の総合的な管理計画】

○高度経済成長期に整備した公共施設等が一齐に耐用年数を迎えることが予想されることから、長期的な視点を持って施設の更新・長寿命化などを実施するため「町公共施設等総合管理計画」を策定しており、計画に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進していく必要がある。

##### 【空家対策】

○「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策協議会を平成 29 年に設置し、「北方町空家等対策計画」を策定した。今後、人口・世帯数の減少に伴い空家数の増加が予想される。空家の倒壊による道路の閉塞や火災の発生を防止するため、計画に基づく対策を推進していく必要がある。

##### 【初期消火対策】

○大規模地震発生時に火災が多発した際の地域住民による初期消火を目的に、各消火栓の近くに消火栓 BOX を設置してきたところであり、定期的に点検・更新を進める必要がある。

##### 【消防力の強化】

○効果的な消防活動を行うため、岐阜市消防本部において大震消防対策を定めているが引き続き見直しを要請する必要がある。

○消防隊の強化として、岐阜県広域消防応援基本計画により、近隣の応援体制を構築しているが引き続き見直しを要請する必要がある。

○岐阜市消防本部消防庁舎整備計画に基づき町内消防署においても建て替えが計画されており、引き続き事業の進捗を図る必要がある。

##### 【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査】

○岐阜市消防本部により、消防法及び高圧ガス保安法等による許可申請・届出に対し、適切に指導を行い、また、各施設へ定期的に立入検査を行い、拡散、流出がないよう、法令指導を行っている。危険度・緊急性の高い違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、指導を要請する必要がある。

#### 【出火防止対策】

○岐阜市消防本部により、平素の消防同意事務を通じて、消防用設備等、防火及び避難施設の設置、維持について技術上の基準に適合するよう指導しているが、随時法令改正の対応を行う。また、防火対象物の立入検査を1～3年に1回の頻度で実施し、消防法令の違反について随時指導を行っている。なお、設備未設置など重大な違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、対応を要請する必要がある。

#### 【民間建築物の耐震化】

○民間建築物は公共建築物と比較すると耐震化が進んでいない状況にある。イベント時のブース設置による啓発や相談会などによる耐震化の重要性・必要性についての普及啓発や旧基準建築物の所有者に対する個別説明などを行い、無料耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る必要がある。

#### 【土地区画整理事業の促進】

○土地区画整理事業を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市の防災機能を向上させる必要がある。

#### 【公園整備の促進】

○公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、適切な維持管理に努める必要がある。

#### 【農地の活用】

○農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める必要がある。

#### 【ブロック塀の除却推進】

○ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、新たに生け垣を設置する方、ブロック塀を取り壊して生垣を設置する方を対象に、補助制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、ブロック塀の除却推進に努める必要がある。

### 【無電柱化対策】

○大規模災害発生への備えの一つとして、電柱等の倒壊から緊急輸送道路等を確保するため、必要性等を勘案し、無電柱化の整備を検討する必要がある。

### 【文教施設の避難所機能の充実】

○指定緊急避難場所に指定されている北方中学校と北方西小学校、指定避難所に指定されている北方小学校、北方南小学校は、義務教育学校への再編が進んでいることから、再編後の施設については、指定緊急避難場所に指定できるよう、整備を行う必要がある。

### ( K P I )

指標	現状値	目標値
【避難施設の確保】 指定避難所数	23(R02)	23[維持] (R06)

## 1-2) 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

### 【越境避難体制の充実】

○本町の東に隣接する岐阜市では東西に貫くように長良川が流れており、浸水想定区域図では市街地の約半数が浸水する。町内で避難を完結させようとすると、北部の避難場所の収容人数を超過するケースも想定されることから、町域をまたいだ避難について、周辺市町と平時より協議し、円滑な越境避難を可能にしておく必要がある。

### 【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する必要がある。

### 【適切な避難行動の周知啓発】

○浸水が始まった段階での避難場所への移動、いわゆる「水平避難」は、水路への落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップや防災ハンドブックを活用し、水害リスクと併せて、「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、一層の周知を進める必要がある。

### 【農業施設の排水機能確保】

○農業用施設の経年劣化等が進行しているため、機能保全計画の策定を進めるとともに、計画的に施設の長寿命化や更新を図る必要がある。

**【河川・水路施設等の維持・長寿命化対策】**

○河川・水路施設等がその効果を確実に発揮するよう、災害に対する安全性を維持するための修繕等を実施し、また、治水対策の推進により増加した河川構造物の経年劣化等が進行しているため、洪水時に有効に機能するよう長寿命化計画を策定するなど、予防保全手法への移行を図りつつ、計画的に施設の維持管理、長寿命化及び更新を図る必要がある。

**【アンダーパスの施設の維持及び改良】**

○雨の降り方が局地化・集中化（ゲリラ豪雨、台風の大型化等）するなどし、国内各地で水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、さらに、今後、地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが予想される。そのため、アンダーパスのより安全な管理のための施設整備及びアンダーパス自体の解消を図る必要がある。

**（ K P I ）**

指標	現状値	目標値
【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画策定率	36.8%(R2)	100%(R6)

**1-3) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生**

**【防災行政無線】**

○防災行政無線屋外子局を 22 基を設置し、難聴地域の解消を図っているが、災害時に確実に機能するよう、雷対策や適切な維持管理を進める必要がある。

○無線が聞き取りにくかった場合など、直近の放送が聞けるよう、専用ダイヤルを設置している。

**【情報伝達ツールの多重化】**

○災害時に避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、きたがた情報メールや各キャリアの緊急速報メール等、多様なツールを確保し、さらには複数のツールでの一括配信システムを導入するなど、発信の迅速化にも努めているが、一層の充実や迅速化を検討する必要がある。

**【地域の防災力の向上】**

○町内のすべての自治会で自主防災組織が組織され、自主防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織ごとに必要な体制が取れるよう、引き続き必要な支援を行っていく必要がある。

**【ハザードマップの活用】**

○緊急的に命を守るために避難する「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避

難所」を指定しており、各種ハザードマップや防災ハンドブックにより、一層の周知を図る必要がある。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて啓発する必要がある。

**【避難行動要支援者対策】**

○定期的な避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、避難行動要支援者ごとに災害避難カードの作成を推進し、その実効性を確保していく必要がある。

**【防災教育の推進】**

○子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組の拡大に努める必要がある。

**( K P I )**

指標	現状値	目標値
【避難行動要支援者対策】避難行動要支援者台帳作成者数	2,337 人(R2)	2,650 人以上 (R6)
【防災教育の推進】小中学校における防災教育実施率	4 回(R2)	毎年 4 回[維持] (R6)

**2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）**

**2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止**

**【防災拠点の整備検討】**

○救援物資の集積所は現在北方西小学校を指定しているが、義務教育学校への再編に伴い、別の個所の緊急輸送道路沿いに集積所の整備が必要である。

**【公的備蓄の充実】**

○南海トラフ地震による想定避難者数は約 1,200 人であるが、想定以上の避難者が発生する可能性もあるため、1,200 人の 2 日分の食料、飲料水を備蓄している。いずれも長期保存が可能な製品ではあるが、定期的かつ効率的な更新に努める必要がある。

○町内 5 つの指定緊急避難場所に発動発電機を各 1 台備蓄している。適切な維持管理に努めるとともに、その使用方法について地域防災訓練等の場を活用し、より多くの地域住民に周知する必要がある。

**【個人備蓄の推進】**

○大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における 3 日分以上の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む必要がある。

#### 【受援体制強化】

○災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっている。協定締結市との「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める必要がある。

#### 【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点をつなぐ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る必要がある。

#### 【上水道施設の耐震化】

○水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、水源地や防災上重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する。

#### ( K P I )

指標	現状値	目標値
【防災拠点の整備検討】新たな防災拠点の整備	— (R2)	1 箇所(R6)

## 2-2) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足

#### 【消防団員の確保・育成】

○年々消防団員の確保は厳しい状況となっているが、団員数を充足させる必要があるため、インセンティブ制度、広報等により団員確保に引き続き努める必要がある。

#### 【受援体制強化】

○災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっている。協定締結市との「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める必要がある。

### 【消防力の強化】

○迅速な消防活動を展開するための阻害要因の一つが消防車両の老朽化による性能低下や故障であり、この阻害要因を排除するためには定期的な車両更新が必要であることから、車両更新計画に基づき、引き続き車両を更新していく必要がある。

### 【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る必要がある。

### 【道路整備】

○幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する必要がある。

### ( K P I )

指標	現状値	目標値
【消防団員の確保・育成】消防団員の充足率	58人(R2)	70人(R6)

## 2-3) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### 【社会福祉施設の耐震化促進】

○民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る必要がある。

### 【救命救急体制の充実】

○多数の重症者が発生した場合、救急車を確保できず救急活動が遅れる恐れがある。確保できない場合は、消防団又は自主防災隊等の協力により搬送する必要があるため、各種団体等への救命講習を引き続き実施していく必要がある。

### 【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通

行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点をつなぐ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る必要がある。

**【医療救護体制の充実】**

○災害時医療救護計画の更新や、三師会（もとす医師会、もとす歯科医師会、もとす薬剤師会）と協定を締結し、連携強化を図っている。引き続き災害時の医療救護体制の充実を進める。

○特に、被災後1週間を経過すると、継続的な治療が重要である慢性疾患への対応が必要となるため、避難所等への巡回診療、医薬品の備蓄、避難所の衛生・生活環境の維持、並びに診療等実施可能な医療機関、歯科診療所、調剤薬局等の情報共有に係る課題の解決に向け、町と三師会等関係団体との連携を進める必要がある。

**【医療・介護人材の育成】**

○災害時に関係者と連携できるよう医療機関・医師会等参加のもと、会議及び訓練を行い、県・医療機関等との連携を進める必要がある。

**( K P I )**

指標	現状値	目標値
【救命救急体制の充実】救命講習実施状況（受講者数）	50人(R2)	100人(R6)

**2-4) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生**

**【災害用トイレ対策】**

○災害時にトイレが不足する事態に備え、防災備蓄倉庫にマンホールトイレ用テントの備蓄を行っている。また、防災公園にマンホールトイレを3基設置している。必要に応じ、備蓄数の見直しや施設の追加整備を検討する必要がある。

○過去の災害においては、避難施設におけるトイレの使用マナーがたびたび問題となっていることから、トイレの適切かつ衛生的な使用方法について、避難所運営マニュアルへの記載や、平常時からの啓発により町民に意識付けしていく。また、災害用トイレの個人備蓄についても、推進する必要がある。

**【災害廃棄物処理体制の充実】**

○衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要なため、災害廃棄物処理計画を策定し、仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処

理するための体制を整えているが、計画の更新などにより、引き続き処理体制の充実を図る必要がある。

#### 【火葬体制の確立】

○災害時の遺体の取扱い、埋葬を的確に遅滞なく行うため、関係団体との協定を締結するなどの体制を講じる必要がある。

#### 【下水道施設の耐震化】

○衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を進めているが、更なる耐震補強を進める必要がある。

#### 【感染症対策】

○衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、消毒物品等を備蓄しているが、備蓄量、備蓄個所の増強や、配布体制の強化について検討する必要がある。

○予防接種により罹患を抑制できる感染症については、接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながるため、各種機会を通して接種勧奨をし、接種率の向上に引き続き取り組む必要がある。

○感染症予防対策として、手洗い、うがい、咳エチケット、消毒、衛生管理等平常時からの啓発により町民に意識付けしていく必要がある。

○感染症対策に関わる事項を「北方町地域防災計画」、「北方町避難所運営マニュアル」、「北方町災害時保健活動マニュアル」、「北方町感染症対策マニュアル」等に記載し、実行、推進する必要がある。

#### ( K P I )

指標	現状値	目標値
マンホールトイレ個所数	1 個所(R2)	3 個所(R6)
【下水道施設の耐震化】処理場・ポンプ場の耐震対策実施率※	0%(R2)	16%(R6)
管路の耐震対策実施率※	51%(R2)	60%(R6)

※下水道総合地震対策計画で規定する施設のみを対象（簡易診断結果による）

### 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1) 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### 【業務継続体制の強化】

○北方町業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定

めるとともに、毎年、職員の安否確認訓練、参集訓練を実施している。引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する必要がある。

○職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める必要がある。

#### 【受援体制強化】

○災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっている。岐阜県や協定締結市との「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める必要がある。

#### 【避難所機能の充実】

○東日本大震災以降、避難所機能の強化を進め、備蓄品、設備等は一定の水準に達しており、整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理に努める必要がある。

○避難施設の確保にあたっては、避難所として必要な機能を有するかについて、一定の基準に基づき判断していく必要がある。

○災害時に避難施設を効果的に活用するとともに、本来の用途での使用再開時に支障が無いようにするため、災害時に施設のどの部分を開放し、どのようなスペースを設定するかを定めた「施設利用計画」の策定を進める必要がある。

#### 【文教施設の避難所機能の充実】

○指定緊急避難場所に指定されている北方中学校、北方西小学校、指定避難所に指定されている北方小学校、北方南小学校は、義務教育学校への再編が進んでいることから、再編後の施設については、指定緊急避難場所に指定できるよう、整備を行う必要がある。

#### ( K P I )

指標	現状値	目標値
【業務継続体制の強化（職員参集等）】職員向け防災研修	1回(R2)	年1回 [維持] (R6)
【避難所機能の充実】施設利用計画作成施設数	0 施設(R01)	1 施設(R6)
【義務教育学校の施設改修】施設の改修	—	2 箇所(R6)

## 4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

### 4-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

#### 【企業誘致の推進】

○町内産業の生産力・競争力向上に繋がる、製造業の工場や物流施設、研究開発施設の誘致を進める必要がある。

【大規模工場における浸水防止】

○大規模工場は、災害時の機能停止が雇用やサプライチェーンの寸断に繋がることから、水防法において、浸水防止計画の作成、訓練の実施に努めることとされており、町内の大規模工場における浸水防止対策を促す必要がある。

( K P I )

指標	現状値	目標値
【企業の事業継続支援】企業のBCP策定数	1社(R2)	2社(R6)

4-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

【緊急輸送道路沿いの建築物の耐震対策】

○緊急輸送道路沿いの建築物（3号特定建築物）は、地震によって倒壊した場合に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を妨げるおそれがあることから、緊急輸送道路沿いの建築物のうち旧基準建築物の耐震化を重点的に図る必要がある。

【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この30年以内に発生する確率が約70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る必要がある。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

○今後、橋梁の老朽化の進行が見込まれるため、橋梁長寿命化修繕計画を策定し計画的に修繕工事を進める必要がある。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める必要がある。

( K P I )

指標	現状値	目標値
【道路施設の維持・長寿命化対策】 橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検実施率	100%(R2)	100%(毎年) (R6)

#### 4-3) 食料等の安定供給の停滞

##### 【協定締結の促進】

○民間企業等と協定を締結し、食料等の確保体制を構築している。引き続き体制を維持するとともに、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」の構築に努める必要がある。

##### 【農業水利施設の老朽化対策】

○老朽化した農業用施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する必要がある。

##### 【農地の活用】

○農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める必要がある。

##### ( K P I )

指標	現状値	目標値
【協定締結の促進】 物資の確保、供給に係る民間団体との協定数	6 団体(R2)	維持(R6)

#### 5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

##### 5-1) ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

##### 【ライフライン事業者との協力連携の強化】

○ライフライン事業者と協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を整えている。平常時から情報交換を行うとともに、防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努める必要がある。

##### 【上下水道施設の耐震化・老朽化対策】

○水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、防災上重要な基幹施設として位置付けた施設のうち、耐震対策が必要な水源地、基幹管路及び防災上重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する必要がある。

○耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を進めているが、更なる耐震補強を進める必要がある。

( K P I )

指標	現状値	目標値
基幹管路（φ150mm以上）の耐震化率	7.6%(R2)	15.2%(R6)
【下水道施設の耐震化】処理場・ポンプ場の耐震対策実施率※	0%(R2)	16%(R6)
管路の耐震対策実施率※	51%(R2)	60%(R6)

※下水道総合地震対策計画で規定する施設のみを対象（簡易診断結果による）

## 5-2) 地域交通ネットワークが分断する事態

### 【道路等の復旧に係る協定締結】

○関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、協定を締結し、体制の構築に努めている。平時から連絡を密にし、連携の強化に努める必要がある。

### 【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点をつなぐ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る必要がある。

### 【道路施設の維持・長寿命化対策】

○今後、橋梁の老朽化の進行が見込まれるため、橋梁長寿命化修繕計画を策定し計画的に修繕工事を進める必要がある。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める必要がある。

( K P I )

指標	現状値	目標値
【道路等の復旧に係る協定締結】公共施設復旧に資する土木・建築関連団体との協定数	1 件(R2)	1 件 [維持] (R6)

## 5-3) 異常濁水等により用水の供給の途絶

### 【給水体制の構築】

○給水タンクや給水袋など地震災害等に備え配備した既存の資器材の活用を図るほか、濁水対策マニュアルを策定し、濁水時の給水体制を構築する必要がある。

## 6 制御不能な二次災害を発生させない

### 6-1) 市街地での大規模火災の発生

#### 【消防力の強化】

- 効果的な消防活動を行うため、防災計画を定めているが引き続き見直しの必要がある。
- 南海トラフ地震の被害想定により、上水道管の被害が予想され、生活用水及び初期消火用の代替施設がないため、耐震性貯水槽の未整備地域に計画的に整備を進める必要がある。
- また、防火水槽長寿命化計画を策定し、老朽化した既存防火水槽の補修、改修又は更新工事を進める必要がある。

#### 【出火防止対策】

- 平素の消防同意事務を通じて、消防用設備等、防火及び避難施設の設置、維持について技術上の基準に適合するよう指導しているが、随時法令改正の対応が必要である。
  - また、防火対象物の立入検査を1～3年に1回の頻度で実施し、消防法令の違反について随時指導を行っている。
- なお、設備未設置など重大な違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、対応を要請する必要がある。

#### 【市街地整備の促進】

- 都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る市街地再開発事業を促進する必要がある。

#### 【土地区画整理事業の促進】

- 土地区画整理事業を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市の防災機能を向上させる必要がある。

#### 【公園整備の促進】

- 公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、適切な維持管理に努める必要がある。

#### 【道路整備】

- 幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する必要がある。

( K P I )

指標	現状値	目標値
【土地区画整理事業の促進】土地区画整理事業の推進	計画 2 地区(R2)	実施(R6)

## 6-2) 有害物質の大規模拡散・流出

### 【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査】

○消防法及び高圧ガス保安法等による許可申請・届出に対し、適切に指導を行い、また、各施設へ定期的に立入検査を行い、拡散、流出がないよう、法令指導を行っている。危険度・緊急性の高い違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、指導を要請する必要がある。

### 【環境中の汚染物質の測定体制の充実】

○平常時から大気・水環境中の汚染物質のモニタリングを行っているが、汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、拡散防止対策が取れるよう、体制の維持・強化に努める必要がある。

( K P I )

指標	現状値	目標値
【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査】火災予防査察規程等に基づく立入検査	100%(R2)	100%(毎年) (R6)

## 7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 7-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 【災害廃棄物処理体制の充実強化】

○災害廃棄物を円滑に処理するため、災害廃棄物処理計画を策定し、仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新などにより、引き続き処理体制の充実を図る必要がある。

( K P I )

指標	現状値	目標値
【災害廃棄物処理体制の充実強化】災害廃棄物処理計画	策定済(R2)	見直し(毎年) (R6)

## 7-2) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

### 【職員参集体制の確立】

○町業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めるとともに、毎年、職員の参集予測を実施し、部局間の職員派遣に関する計画を策定している。引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する必要がある。

○職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める必要がある。

### 【被害認定調査の効率化】

○大規模災害時には、多くの住宅が被災し、り災証明書の交付申請が集中することが予想される。り災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、「町り災証明書交付事務マニュアル」を策定し、担当部局内での研修等を実施する必要がある。

### 【ボランティア対策】

○災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動出来るよう、町社会福祉協議会などの関係機関と連携し、町災害ボランティア計画等に基づき毎年「災害ボランティアセンター」の設置訓練及び運営訓練を行っている。実効性を確保するため継続して訓練を実施する必要がある。

○必要な資機材を調達・支援する方法等について検討する必要がある。

### （ K P I ）

指標	現状値	目標値
【職員参集体制の確立】職員向け防災研修	1回(R2)	年1回以上 (R6)

## 7-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 【地域防災力の向上】

○町内すべての自治会で自主防災組織が組織され、防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な体制が取れるよう、引き続き必要な支援を行っていく必要がある。

### 【逸走動物対策】

○災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生ずる恐れがあることから、逸走したペット等を收容するための被災動物救護所の設置・運営に向けた対策を講じる必要がある。

る。

( K P I )

指標	現状値	目標値
【自主防災組織育成】自主防災訓練の実施数	全組織（隔年） (R2)	維持 (R6)
【逸走動物対策】被災動物救護所設置検討	— (R2)	1か所(R6)

## 施策分野ごとの脆弱性評価結果

### ① 公共施設等

#### 【避難施設の確保】

○災害に備え、公共施設の中から、指定緊急避難場所 5 施設を指定している。引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ、防災ハンドブックの配布等により、避難施設の位置について周知強化に努める必要がある。

#### 【公共施設の総合的な管理計画】

○高度経済成長期に整備した公共施設等が一齐に耐用年数を迎えることが予想されることから、長期的な視点を持って施設の更新・長寿命化などを実施するため「町公共施設等総合管理計画」を策定しており、計画に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進していく必要がある。

#### 【防災拠点の整備検討】

○救援物資の集積所は現在北方西小学校を指定しているが、義務教育学校への再編に伴い、別の個所の緊急輸送道路沿いに集積所の整備が必要である。

#### 【企業誘致の推進】

○町内産業の生産力・競争力向上に繋がる、製造業の工場や物流施設、研究開発施設の誘致を進める必要がある。

### ② 防災

#### 【空家対策】

○「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策協議会を平成 29 年に設置し、「北方町空家等対策計画」を策定した。今後、人口・世帯数の減少に伴い空家数の増加が予想される。空家の倒壊による道路の閉塞や火災の発生を防止するため、計画に基づく対策を推進していく必要がある。

#### 【初期消火対策】

○大規模地震発生時に火災が多発した際の地域住民による初期消火を目的に、各消火栓の近くに消火栓 BOX を設置してきたところであり、定期的に点検・更新を進める必要がある。

#### 【越境避難体制の充実】

○本町の東に隣接する岐阜市では東西に貫くように長良川が流れており、浸水想定区域図では市街地の約半数が浸水する。町内で避難を完結させようとする、北部の避難場所の収容人数を超過するケースも想定されることから、町域をまたいだ避難について、周辺市町と平時より協議し、円滑な越境避難を可能にしておく必要がある。

#### 【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する必要がある。

#### 【適切な避難行動の周知啓発】

○浸水が始まった段階での避難場所への移動、いわゆる「水平避難」は、水路への落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップや防災ハンドブックを活用し、水害リスクと併せて、「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、一層の周知を進める必要がある。

#### 【防災行政無線】

○防災行政無線屋外子局 22 基を設置し、難聴地域の解消を図っているが、災害時に確実に機能するよう、雷対策や適切な維持管理を進める必要がある。

○無線が聞き取りにくかった場合など、直近の放送が聞けるよう、専用ダイヤルを設置している。

#### 【情報伝達ツールの多重化】

○災害時に避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、きたがた情報メールや各キャリアの緊急速報メール等、多様なツールを確保し、さらには複数のツールでの一括配信システムを導入するなど、発信の迅速化にも努めているが、一層の充実や迅速化を検討する必要がある。

#### 【地域の防災力の向上】

○町内のすべての自治会で自主防災組織が組織され、自主防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な体制が取れるよう、引き続き必要な支援を行っていく必要がある。

#### 【ハザードマップの活用】

○緊急的に命を守るために避難する「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を指定しており、各種ハザードマップや防災ハンドブックにより、一層の周知を図る必要がある。

ある。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて啓発する必要がある。

#### 【公的備蓄の充実】

○南海トラフ地震の想定避難者数は約 1,200 人であるが、想定以上の避難者が発生する可能性もあるため、1,200 人の 2 日分の食料、飲料水を備蓄している。いずれも長期保存が可能な製品ではあるが、定期的かつ効率的な更新に努める必要がある。

○町内 5 つの指定緊急避難場所に発動発電機を各 1 台備蓄している。適切な維持管理に努めるとともに、その使用方法について地域防災訓練等の場を活用し、より多くの地域住民に周知する必要がある。

#### 【個人備蓄の推進】

○大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における 3 日以上以上の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む必要がある。

#### 【受援体制強化】

○災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっている。協定締結市との「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める必要がある。

#### 【消防団員の確保・育成】

○年々消防団員の確保は厳しい状況となっているが、団員数を充足させる必要があるため、インセンティブ制度、広報等により団員確保に引き続き努める必要がある。

#### 【社会福祉施設の耐震化促進】

○民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る必要がある。

#### 【災害用トイレ対策】

○災害時にトイレが不足する事態に備え、防災備蓄倉庫にマンホールトイレ用テントの備蓄を行っている。また、防災公園にマンホールトイレを 3 基設置している。必要に応じ、備蓄数の見直しや施設の追加整備を検討する必要がある。

○過去の災害においては、避難施設におけるトイレの使用マナーがたびたび問題となっていることから、トイレの適切かつ衛生的な使用方法について、避難所運営マニュアルへの記載や、平常時

からの啓発により町民に意識付けしていく。また、災害用トイレの個人備蓄についても、推進する必要がある。

#### 【業務継続体制の強化】

○北方町業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めるとともに、毎年、職員の安否確認訓練、参集訓練を実施している。引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する必要がある。

○職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める必要がある。

#### 【避難所機能の充実】

○東日本大震災以降、避難所機能の強化を進め、備蓄品、設備等は一定の水準に達しており、整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理に努める必要がある。

○避難施設の確保にあたっては、避難所として必要な機能を有するかについて、一定の基準に基づき判断していく必要がある。

○災害時に避難施設を効果的に活用するとともに、本来の用途での使用再開時に支障が無いようにするため、災害時に施設のどの部分を開放し、どのようなスペースを設定するかを定めた「施設利用計画」の策定を進める必要がある。

#### 【協定締結の促進】

○民間企業等と協定を締結し、食料等の確保体制を構築している。引き続き体制を維持するとともに、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」の構築に努める必要がある。

#### 【ライフライン事業者との協力連携の強化】

○ライフライン事業者と協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を整えている。平常時からの情報交換を行うとともに、防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努める必要がある。

#### 【道路等の復旧に係る協定締結】

○関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、協定を締結し、体制の構築に努めている。平時から連絡を密にし、連携の強化に努める必要がある。

#### 【被害認定調査の効率化】

○大規模災害時には、多くの住宅が被災し、り災証明書の交付申請が集中することが予想される。り災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、「町り災証明書交付事

務マニュアル」を策定し、担当部局内での研修等を実施する必要がある。

#### 【地域の防災力の向上】

○町内のすべての自治会で自主防災組織が組織され、自主防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織ごとに必要な体制が取れるよう、引き続き必要な支援を行っていく必要がある。

### ③ 消防

#### 【消防力の強化】

○効果的な消防活動を行うため、岐阜市消防本部において大震消防対策を定めているが引き続き見直しを要請する必要がある。

○消防隊の強化として、岐阜県広域消防応援基本計画により、近隣の応援体制を構築しているが引き続き見直しを要請する必要がある。

○岐阜市消防本部消防庁舎整備計画に基づき町内消防署においても建て替えが計画されており、引き続き事業の進捗を図る必要がある。

#### 【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査】

○岐阜市消防本部により、消防法及び高圧ガス保安法等による許可申請・届出に対し、適切に指導を行い、また、各施設へ定期的に立入検査を行い、拡散、流出がないよう、法令指導を行っている。危険度・緊急性の高い違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、指導を要請する必要がある。

#### 【出火防止対策】

○岐阜市消防本部により、平素の消防同意事務を通じて、消防用設備等、防火及び避難施設の設置、維持について技術上の基準に適合するよう指導しているが、随時法令改正の対応を行う。また、防火対象物の立入検査を1～3年に1回の頻度で実施し、消防法令の違反について随時指導を行っている。なお、設備未設置など重大な違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、対応を要請する必要がある。

#### 【救命救急体制の充実】

○多数の重症者が発生した場合、救急車を確保できず救急活動が遅れる恐れがある。確保できない場合は、消防団又は自主防災隊等の協力により搬送する必要があるため、各種団体等への救命講習を引き続き実施していく必要がある。

#### ④ 都市・住宅・土地利用、農業、環境

##### 【民間建築物の耐震化】

○民間建築物は公共建築物と比較すると耐震化が進んでいない状況にある。イベント時のブース設置による啓発や相談会などによる耐震化の重要性・必要性についての普及啓発や旧基準建築物の所有者に対する個別説明などを行い、無料耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る必要がある。

##### 【土地区画整理事業の促進】

○土地区画整理事業を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市の防災機能を向上させる必要がある。

##### 【公園整備の促進】

○公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、適切な維持管理に努める必要がある。

##### 【農地の活用】

○農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める必要がある。

##### 【ブロック塀の除却推進】

○ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、新たに生垣を設置する方、ブロック塀を取り壊して生垣を設置する方を対象に、補助制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、ブロック塀の除却推進に努める必要がある。

##### 【無電柱化対策】

○大規模災害発生への備えの一つとして、電柱等の倒壊から緊急輸送道路等を確保するため、必要性等を勘案し、無電柱化の整備を検討する必要がある。

##### 【農業施設の排水機能確保】

○農業用施設の経年劣化等が進行しているため、機能保全計画の策定を進めるとともに、計画的に施設の長寿命化や更新を図る必要がある。

##### 【河川・水路施設等の維持・長寿命化対策】

○河川・水路施設等がその効果を確実に発揮するよう、災害に対する安全性を維持するための

修繕等を実施し、また、治水対策の推進により増加した河川構造物の経年劣化等が進行しているため、洪水時に有効に機能するよう長寿命化計画を策定するなど、予防保全手法への移行を図りつつ、計画的に施設の維持管理、長寿命化及び更新を図る必要がある。

#### 【アンダーパスの施設の維持及び改良】

○雨の降り方が局地化・集中化（ゲリラ豪雨、台風の大型化等）するなどし、国内各地で水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、さらに、今後、地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが予想される。そのため、アンダーパスのより安全な管理のための施設整備及びアンダーパス自体の解消を図る必要がある。

#### 【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る必要がある。

#### 【道路整備】

○幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する必要がある。

#### 【災害廃棄物処理体制の充実】

○衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要なため、災害廃棄物処理計画を策定し、仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新などにより、引き続き処理体制の充実を図る必要がある。

#### 【火葬体制の確立】

○災害時の遺体の取扱い、埋葬を的確に遅滞なく行うため、関係団体との協定を締結するなどの体制を講じる必要がある。

#### 【大規模工場における浸水防止】

○大規模工場は、災害時の機能停止が雇用やサプライチェーンの寸断に繋がることから、水防法において、浸水防止計画の作成、訓練の実施に努めることとされており、町内の大規模工場における浸水防止対策を促す必要がある。

#### 【緊急輸送道路沿いの建築物の耐震対策】

○緊急輸送道路沿いの建築物（3号特定建築物）は、地震によって倒壊した場合に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を妨げるおそれがあることから、緊急輸送道路沿いの建築物のうち旧基準建築物の耐震化を重点的に図る必要がある。

#### 【道路施設の維持・長寿命化対策】

○今後、橋梁の老朽化の進行が見込まれるため、橋梁長寿命化修繕計画を策定し計画的に修繕工事を進める必要がある。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める必要がある。

#### 【農業水利施設の老朽化対策】

○老朽化した農業用施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する必要がある。

#### 【農地の活用】

○農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める必要がある。

#### 【市街地整備の促進】

○都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る市街地再開発事業を促進する必要がある。

#### 【環境中の汚染物質の測定体制の充実】

○平常時から大気・水環境中の汚染物質のモニタリングを行っているが、汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、拡散防止対策が取れるよう、体制の維持・強化に努める必要がある。

#### 【逸走動物対策】

○災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生ずる恐れがあることから、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所の設置・運営に向けた対策を講じる必要がある。

## ⑤ 上下水道

### 【上水道施設の耐震化】

○水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、水源地や防災上重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する。

#### 【下水道施設の耐震化】

○衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を進めているが、更なる耐震補強を進める必要がある。

#### 【上下水道施設の耐震化・老朽化対策】

○水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、防災上重要な基幹施設として位置付けた施設のうち、耐震対策が必要な水源地、基幹管路及び防災上重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する必要がある。

○耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を進めているが、更なる耐震補強を進める必要がある。

#### 【給水体制の構築】

○給水タンクや給水袋など地震災害等に備え配備した既存の資器材の活用を図るほか、渇水対策マニュアルを策定し、渇水時の給水体制を構築する必要がある。

## ⑥ 保健医療・福祉

#### 【避難行動要支援者対策】

○定期的な避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、避難行動要支援者ごとに災害避難カードの作成を推進し、その実効性を確保していく必要がある。

#### 【医療救護体制の充実】

○災害時医療救護計画の更新や、三師会（もとす医師会、もとす歯科医師会、もとす薬剤師会）と協定を締結し、連携強化を図っている。引き続き災害時の医療救護体制の充実を進める。

○特に、被災後1週間を経過すると、継続的な治療が重要である慢性疾患への対応が必要となるため、避難所等への巡回診療、医薬品の備蓄、避難所の衛生・生活環境の維持、並びに診療等実施可能な医療機関、歯科診療所、調剤薬局等の情報共有に係る課題の解決に向け、町と三師会等関係団体との連携を進める必要がある。

#### 【医療・介護人材の育成】

○災害時に関係者と連携できるよう医療機関・医師会等参加のもと、会議及び訓練を行い、

県・医療機関等との連携を進める必要がある。

#### 【感染症対策】

○衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、消毒物品等を備蓄しているが、備蓄量、備蓄個所の増強や、配布体制の強化について検討する必要がある。

○予防接種により罹患を抑制できる感染症については、接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながるため、各種機会を通して接種勧奨をし、接種率の向上に引き続き取り組む必要がある。

○感染症予防対策として、手洗い、うがい、咳エチケット、消毒、衛生管理等平常時からの啓発により町民に意識付けしていく必要がある。

○感染症対策に関わる事項を「北方町地域防災計画」、「北方町避難所運営マニュアル」、「北方町災害時保健活動マニュアル」、「北方町感染症対策マニュアル」等に記載し、実行、推進する必要がある。

#### 【ボランティア対策】

○災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動出来るよう、町社会福祉協議会などの関係機関と連携し、町災害ボランティア計画等に基づき毎年「災害ボランティアセンター」の設置訓練及び運営訓練を行っている。実効性を確保するため継続して訓練を実施する必要がある。

○必要な資機材を調達・支援する方法等について検討する必要がある。

## ⑦ 教育

#### 【文教施設の避難所機能の充実】

○指定緊急避難場所に指定されている北方中学校と北方西小学校、指定避難所に指定されている北方小学校、北方南小学校は、義務教育学校への再編が進んでいることから、再編後の施設については、指定緊急避難場所に指定できるよう、整備を行う必要がある。

#### 【防災教育の推進】

○子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組の拡大に努める必要がある。

## リスクシナリオごとの推進方針

### 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

#### 1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

##### 【避難施設の確保】

○災害に備え、公共施設の中から、指定緊急避難場所 5 施設を指定している。引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ、防災ハンドブックの配布等により、避難施設の位置について周知強化に努める。

##### 【公共施設の総合的な管理計画】

○高度経済成長期に整備した公共施設等が一齐に耐用年数を迎えることが予想されることから、長期的な視点を持って施設の更新・長寿命化などを実施するため「町公共施設等総合管理計画」を策定しており、計画に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進していく。

##### 【空家対策】

○「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策協議会を平成 29 年に設置し、「北方町空家等対策計画」を策定した。今後、人口・世帯数の減少に伴い空家数の増加が予想される。空家の倒壊による道路の閉塞や火災の発生を防止するため、計画に基づく対策を推進していく。

##### 【初期消火対策】

○大規模地震発生時に火災が多発した際の地域住民による初期消火を目的に、各消火栓の近くに消火栓 BOX を設置してきたところであり、定期的に点検・更新を進める。

##### 【消防力の強化】

○効果的な消防活動を行うため、岐阜市消防本部において大震消防対策を定めているが引き続き見直しを要望する。

○消防隊の強化として、岐阜県広域消防応援基本計画により、近隣の応援体制を構築しているが引き続き見直しを要望する。

○岐阜市消防本部消防庁舎整備計画に基づき町内消防署においても建て替えが計画されており、引き続き事業の進捗を図る。

##### 【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査】

○岐阜市消防本部により、消防法及び高圧ガス保安法等による許可申請・届出に対し、適切に指導を行い、また、各施設へ定期的に立入検査を行い、拡散、流出がないよう、法令指導を行っている。危険度・緊急性の高い違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、指導に努めるよう要望する。

#### 【出火防止対策】

○岐阜市消防本部により、平素の消防同意事務を通じて、消防用設備等、防火及び避難施設の設置、維持について技術上の基準に適合するよう指導しているが、随時法令改正の対応を行う。また、防火対象物の立入検査を1～3年に1回の頻度で実施し、消防法令の違反について随時指導を行っている。なお、設備未設置など重大な違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、対応を要望する。

#### 【民間建築物の耐震化】

○民間建築物は公共建築物と比較すると耐震化が進んでいない状況にある。イベント時のブース設置による啓発や相談会などによる耐震化の重要性・必要性についての普及啓発や旧基準建築物の所有者に対する個別説明などを行い、無料耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

#### 【土地区画整理事業の促進】

○土地区画整理事業を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市の防災機能を向上させる。

#### 【公園整備の促進】

○公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、適切な維持管理に努める。

#### 【農地の活用】

○農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める。

#### 【ブロック塀の除却推進】

○ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、新たに生け垣を設置する方、ブロック塀を取り壊して生垣を設置する方を対象に、補助制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、ブロック塀の除却推進に努める。

#### 【無電柱化対策】

○大規模災害発生への備えの一つとして、電柱等の倒壊から緊急輸送道路等を確保するため、必要性等を勘案し、無電柱化の整備を検討する。

#### 【文教施設の避難所機能の充実】

○指定緊急避難場所に指定されている北方中学校、指定避難所に指定されている北方小学校、北方西小学校、北方南小学校は、義務教育学校への再編が進んでいることから、再編後の施設については、指定緊急避難場所に指定できるよう、整備を行う。

### 1-2) 集中豪雨による町街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

#### 【越境避難体制の充実】

○本町の東に隣接する岐阜市では東西に貫くように長良川が流れており、浸水想定区域図では市街地の約半数が浸水する。町内で避難を完結させようとする、北部の避難場所の収容人数を超過するケースも想定されることから、町域をまたいだ避難について、周辺市町と平時より協議し、円滑な越境避難を可能にしておく。

#### 【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。

#### 【適切な避難行動の周知啓発】

○浸水が始まった段階での避難場所への移動、いわゆる「水平避難」は、水路への落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップや防災ハンドブックを活用し、水害リスクと併せて、「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、一層の周知を進める。

#### 【農業施設の排水機能確保】

○農業用施設の経年劣化等が進行しているため、機能保全計画の策定を進めるとともに、計画的に施設の長寿命化や更新を図る。

#### 【河川・水路施設等の維持・長寿命化対策】

○河川・水路施設等がその効果を確実に発揮するよう、災害に対する安全性を維持するための修繕等を実施し、また、治水対策の推進により増加した河川構造物の経年劣化等が進行しているため、洪水時に有効に機能するよう長寿命化計画を策定するなど、予防保全手法への移行を図りつつ、計画的に施設の維持管理、長寿命化及び更新を図る。

#### 【アンダーパスの施設の維持及び改良】

○雨の降り方が局地化・集中化（ゲリラ豪雨、台風の大型化等）するなどし、国内各地での水害（洪水・内水）の頻発化・激甚化してきており、さらに、今後、地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが予想される。そのため、アンダーパスのより安全な管理のための施設整備及びアンダーパス自体の解消を図る。

### 1-3) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

#### 【防災行政無線】

○防災行政無線屋外子局 22 基を設置し、難聴地域の解消を図っており、災害時に確実に機能するよう、雷対策や適切な維持管理を進める。

○無線が聞き取りにくかった場合など、直近の放送が聞けるよう、専用ダイヤルを設置している。

#### 【情報伝達ツールの多重化】

○災害時に避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、きたがた情報メールや各キャリアの緊急速報メール等、多様なツールを確保し、さらには複数のツールでの一括配信システムを導入するなど、発信の迅速化にも努めているが、一層の充実や迅速化を検討する。

#### 【地域の防災力の向上】

○町内のすべての自治会で自主防災組織が組織され、自主防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な体制が取れるよう、引き続き必要な支援を行っていく。

#### 【ハザードマップの活用】

○緊急的に命を守るために避難する「指定避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を指定しており、各種ハザードマップや防災ハンドブックにより、一層の周知を図る必要がある。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて啓発する。

#### 【避難行動要支援者対策】

○定期的な避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、避難行動要支援者ごとに災害避難カードの作成を推進し、その実効性を確保していく。

#### 【防災教育の推進】

○子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組の拡大に努める。

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

### 2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 【防災拠点の整備検討】

○救援物資の集積所は現在北方西小学校を指定しているが、義務教育学校への再編に伴い、別の個所の緊急輸送道路沿いに集積所の整備を検討する。

#### 【公的備蓄の充実】

○南海トラフ地震の想定避難者数は約 1,200 人であるが、想定以上の避難者が発生する可能性もあるため、1,200 人の 2 日分の食料、飲料水を備蓄している。いずれも長期保存が可能な製品ではあるが、定期的かつ効率的な更新に努める。

○町内 5 つの指定緊急避難場所に発動発電機を各 1 台備蓄している。適切な維持管理に努めるとともに、その使用方法について地域防災訓練等の場を活用し、より多くの地域住民に周知する。

#### 【個人備蓄の推進】

○大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における 3 日以上以上の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む。

#### 【受援体制強化】

○災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっている。協定締結市との「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める。

#### 【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

#### 【上水道施設の耐震化】

○水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、水源地や防災上重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する。

## 2-2) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足

### 【消防団員の確保・育成】

○年々消防団員の確保は厳しい状況となっているが、団員数を充足させる必要があるため、インセンティブ制度、広報等により団員確保に引き続き努める。

### 【受援体制強化】

○災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっている。協定締結市との「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める。

### 【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

### 【道路整備】

○幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する。

## 2-3) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### 【社会福祉施設の耐震化促進】

○民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る。

### 【救命救急体制の充実】

○多数の重症者が発生した場合、救急車を確保できず救急活動が遅れる恐れがある。確保できない場合は、消防団又は自主防災隊等の協力により搬送する必要があるため、各種団体等への救命講習を引き続き実施していく。

### 【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%～80%とされており、大規模

地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点をつなぐ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

#### 【医療救護体制の充実】

○災害時医療救護計画の更新や、三師会（もとす医師会、もとす歯科医師会、もとす薬剤師会）と協定を締結し、連携強化を図っている。引き続き災害時の医療救護体制の充実を進める。

○特に、被災後 1 週間を経過すると、継続的な治療が重要である慢性疾患への対応が必要となるため、避難所等への巡回診療、医薬品の備蓄、避難所の衛生・生活環境の維持、並びに診療等実施可能な医療機関、歯科診療所、調剤薬局等の情報共有に係る課題の解決に向け、町と三師会等関係団体との連携を進める。

#### 【医療・介護人材の育成】

○災害時に関係者と連携できるよう医療機関・医師会等参加のもと、会議及び訓練を行い、県・医療機関等との連携を進める。

## 2-4) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

#### 【災害用トイレ対策】

○災害時にトイレが不足する事態に備え、防災備蓄倉庫にマンホールトイレ用テントの備蓄を行っている。また、防災公園にマンホールトイレを 3 基設置している。必要に応じ、備蓄数の見直しや施設の追加整備を検討する。

○過去の災害においては、避難施設におけるトイレの使用マナーがたびたび問題となっていることから、トイレの適切かつ衛生的な使用方法について、避難所運営マニュアルへの記載や、平常時からの啓発により町民に意識付けしていく。また、災害用トイレの個人備蓄についても、推進する。

#### 【災害廃棄物処理体制の充実】

○衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要なため、災害廃棄物処理計画を策定し、仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新などにより、引き続き処理体制の充実を図る。

#### 【火葬体制の確立】

○災害時の遺体の取扱い、埋葬を的確に遅滞なく行うため、関係団体との協定を締結するなど、体制の強化に努めており、引き続き体制の充実を図る。

#### 【下水道施設の耐震化】

○衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を進めているが、長寿命化計画をもとに更なる耐震補強を進める。

#### 【感染症対策】

○衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、消毒物品等を備蓄しているが、備蓄量、備蓄個所の増強や、配布体制の強化について検討する。

○予防接種により罹患を抑制できる感染症については、接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながるため、各種機会を通して接種勧奨をし、接種率の向上に引き続き取り組む。

○感染症予防対策として、手洗い、うがい、咳エチケット、消毒、衛生管理等平常時からの啓発により町民に意識付けしていく。

○感染症対策に関わる事項を「北方町地域防災計画」、「北方町避難所運営マニュアル」、「北方町災害時保健活動マニュアル」、「北方町感染症対策マニュアル」等に記載し、実行、推進する。

### 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1) 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### 【業務継続体制の強化】

○北方町業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めるとともに、毎年、職員の安否確認訓練、参集訓練を実施している。引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する。

○職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める。

##### 【受援体制強化】

○災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっている。岐阜県や協定締結市との「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める。

##### 【避難所機能の充実】

○東日本大震災以降、避難所機能の強化を進め、備蓄品、設備等は一定の水準に達しており、整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理に努める。

○避難施設の確保にあたっては、避難所として必要な機能を有するかについて、一定の基準に基づき判断していく。

○災害時に避難施設を効果的に活用するとともに、本来の用途での使用再開時に支障が無いようにするため、災害時に施設のどの部分を開放し、どのようなスペースを設定するかを定めた「施設利用計画」の策定を進める。

#### 【文教施設の避難所機能の充実】

○指定緊急避難場所に指定されている北方中学校と北方西小学校、指定避難所に指定されている北方小学校、北方南小学校は、義務教育学校への再編が進んでいることから、再編後の施設については、指定緊急避難場所に指定できるよう、整備を行う。

## 4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

### 4-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

#### 【企業誘致の推進】

○町内産業の生産力・競争力向上に繋がる、製造業の工場や物流施設、研究開発施設の誘致を進める。

#### 【大規模工場における浸水防止】

○大規模工場は、災害時の機能停止が雇用やサプライチェーンの寸断に繋がることから、水防法において、浸水防止計画の作成、訓練の実施に努めることとされており、町内の大規模工場における浸水防止対策を促す。

### 4-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

#### 【緊急輸送道路沿いの建築物の耐震対策】

○緊急輸送道路沿いの建築物（3号特定建築物）は、地震によって倒壊した場合に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を妨げるおそれがあることから、緊急輸送道路沿いの建築物のうち旧基準建築物の耐震化を重点的に図る。

#### 【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この30年以内に発生する確率が約70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点をつなぐ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

#### 【道路施設の維持・長寿命化対策】

○今後、橋梁の老朽化の進行が見込まれるため、橋梁長寿命化修繕計画を策定し計画的に修繕工事を進める。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める。

### 4-3) 食料等の安定供給の停滞

#### 【協定締結の促進】

○民間企業等と協定を締結し、食料等の確保体制を構築している。引き続き体制を維持するとともに、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」の構築に努める。

#### 【農業水利施設の老朽化対策】

○老朽化した農業用施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する。

#### 【農地の活用】

○農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める。

## 5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 5-1) ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

#### 【ライフライン事業者との協力連携の強化】

○ライフライン事業者と協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を整えている。平常時からの情報交換を行うとともに、防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努める。

#### 【上下水道施設の耐震化・老朽化対策】

○水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、水源地、基幹管路及び防災上重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する。

○耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を進めているが、更なる耐震補強を進める。

### 5-2) 地域交通ネットワークが分断する事態

#### 【道路等の復旧に係る協定締結】

○関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、協定を締結し、体制の構築に努めている。平時から連絡を密にし、連携の強化に努める。

#### 【道路ネットワークの確保】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を検討する必要がある。また、緊急輸送道路に繋がる幹線道路等の整備を実施し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

#### 【道路施設の維持・長寿命化対策】

○今後、橋梁の老朽化の進行が見込まれるため、橋梁長寿命化修繕計画を策定し計画的に修繕工事を進める。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める。

### 5-3) 異常渇水等により用水の供給の途絶

#### 【給水体制の構築】

○給水タンクや給水袋など地震災害等に備え配備した既存の資器材の活用を図るほか、渇水対策マニュアルを策定し、渇水時の給水体制を構築する。

## 6 制御不能な二次災害を発生させない

### 6-1) 市街地での大規模火災の発生

#### 【消防力の強化】

○効果的な消防活動を行うため、防災計画を定めているが引き続き見直しの必要がある。  
○南海トラフ地震の被害想定により、上水道管の被害が予想され、生活用水及び初期消火用の代替施設がないため、耐震性貯水槽の未整備地域に整備を検討する。  
○また、防火水槽長寿命化計画を策定し、老朽化した既存防火水槽の補修、改修又は更新工事を検討する。

#### 【出火防止対策】

○岐阜市消防本部に依頼し、平素の消防同意事務を通じて、消防用設備等、防火及び避難施設の設置、維持について技術上の基準に適合するよう指導を行っているが、随時法令改正に対応できるよう要請する。  
○また、防火対象物の立入検査を 1～3 年に 1 回の頻度で実施し、消防法令の違反につい

て随時指導を行うよう要請する。

なお、設備未設置など重大な違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、対応を行うよう要請する。

#### 【市街地整備の促進】

○都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る市街地再開発事業を検討する。

#### 【土地区画整理事業の促進】

○土地区画整理事業を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市の防災機能を向上させる。

#### 【公園整備の促進】

○公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、適切な維持管理に努める。

#### 【道路整備】

○幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する。

### 6-2) 有害物質の大規模拡散・流出

#### 【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査】

○岐阜市消防本部により、消防法及び高圧ガス保安法等による許可申請・届出に対し、適切に指導を行い、また、各施設へ定期的に立入検査を行い、拡散、流出がないよう、法令指導を行っている。危険度・緊急性の高い違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、指導を要請する。

#### 【環境中の汚染物質の測定体制の充実】

○平常時から大気・水環境中の汚染物質のモニタリングを行っているが、汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、拡散防止対策が取れるよう、体制の維持・強化に努める。

## 7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 7-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 【災害廃棄物処理体制の充実強化】

○災害廃棄物を円滑に処理するため、災害廃棄物処理計画を策定し、仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新などにより、引き続き処理体制の充実を図る。

### 7-2) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

#### 【職員参集体制の確立】

○町業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めるとともに、毎年、職員の参集予測を実施し、部局間の職員派遣に関する計画を策定している。引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する。

○職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める。

#### 【被害認定調査の効率化】

○大規模災害時には、多くの住宅が被災し、り災証明書の交付申請が集中することが予想される。り災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、「町り災証明書交付事務マニュアル」を策定し、職員に対する研修を行う。

#### 【ボランティア対策】

○災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動出来るよう、町社会福祉協議会などの関係機関と連携し、町災害ボランティア計画等に基づき毎年「災害ボランティアセンター」の設置訓練及び運営訓練を行っている。実効性を確保するため継続して訓練を実施する。

○必要な資機材を調達・支援する方法等について検討する。

### 7-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 【地域の防災力の向上】

○町内すべての自治会で自主防災組織が組織され、防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な体制が取れるよう、引き続き必要な支援を行っていく。

**【逸走動物対策】**

○災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生ずる恐れがあることから、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所の設置・運営に向けた対策を講じる。



令和2年7月22日

北方町役場